「和解勧告」受諾を決定

原告団臨時総会、第22回委員会で全員一致

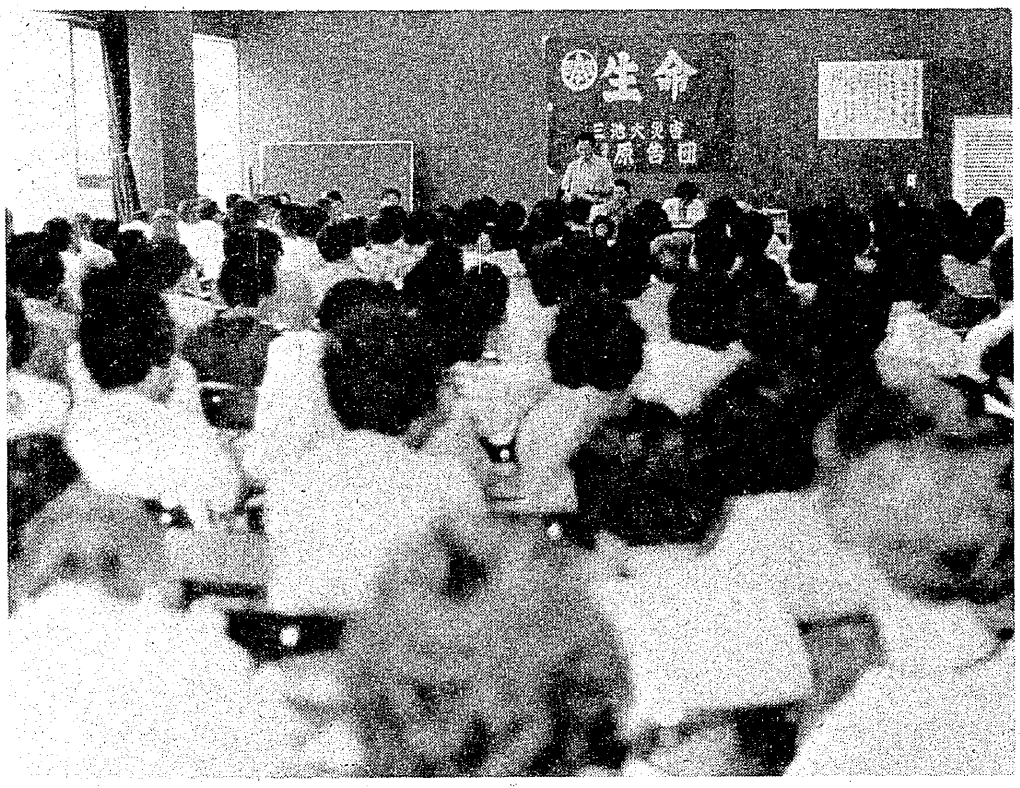

全員集会、5つのブロック会議を経て12日午後5時から大牟田労働福祉会館に230人（ほかに委任状）の遺族、患者、家族が参加して、原告団態度を決める臨時総会が開かれた。

成果確認し、団結して今後の闘いへ

不満だが最善の道選択

被告・会社側に対し早期受諾申し入れ

六月二十三日、福岡地裁の谷水裁判長が原告、被告双方に最終案として提示した和解勧告について、これを受け入れるかどうかを討議していた原告団は、七月十二日臨時総会を開いて「不満ではあるが受諾する」ことを決めました。また、「原告団の意思を尊重する」ことを前提に大衆討議をおこなっていた三池労組は、各分会の討議結果を集約、受諾することを最終的に決めました。これによって被告・会社が受諾すれば二十日の和解協議の場で和解が成立することになります。（関連二、三面）

原告団臨時総会では、六月二十八日の全員集会での三池労組の問題提起、さらに各ブロック会議、役員会の経過をふまえて小川団長が、①裁判闘争の経過と討議経過、②和解勧告に対する態度、③今後の原告団活動について、④基金制度について報告、質疑応答のあと反対意見のないことを確認して全員一致で拍手で和解勧告を受け入れることを決めました。

原告団の態度（要旨）

一、裁判闘争の経過（略）

二、和解勧告に対する態度

和解勧告による最終案は、私たちの要求とはかなりの隔たりがあり、不満であります。裁判をとりまく情勢と最終案を分析すると、次のようなことが考えられます。

① 最終案は、和解金の低額（四百万円～六十五万円）、協定の一部削除（遺族の盆、暮れの見舞金）など不満であるが、裁判経費や組合一括支給など一定の配慮があること。

② CO・遺族協定プラス和解金という要求の基本がつらぬかれ、治療中の患者の解雇制限と生活補償、遺族の社宅居住と両工場の労働条件、造成職場を存続して一定の和解金を出させたことは評価できること。

③ 勧告を拒否して公判に戻った場合、裁判長からの『請求権の消滅時効』についての示唆もあり、きびしい判決となる危険が大きいこと。

④ 一審判決後、原告、被告いずれかによる控訴による高裁、最高裁での長期の裁判闘争は、原告の高齢化や三池労組の組織人員の減少、財政問題などで困難が多いこと。

したがって、原告一人ひとりの意思を尊重することを前提に、勧告を受け入れ、戦線を整備することが最良の道だと判断します。

三、今後の原告団活動について

今年は大災害発生から二十四年、二十五回忌を迎えます。たたかいの経過からも明らかなように、私たちのたたかいの過程で満足できる成果を得たものは一つもなく、不満の涙を流しながら、あきらめるのではなく、その不満を次のたたかいの原動力として新たな目標に向ってたたかい続けてきました。

いま、たとえ不満な条件で和解するとしても、原告団運動は継続し、次のたたかいを強化しなければなりません。

① 原告が勧告を受諾しても、被告が受諾しなければ和解は成立しません。まず第一に会社に受諾させることが必要です。

② 和解成立後は、和解金の支払いや協定の継続など、和解条項を守らせるたたかいがあり、三年ごとの協定改定のたたかいは、責任追及を前面にすえてさらに強化します。

③ CO患者の完全治療と労災法の抜本的改正をめざすたたかいを強化します。

④ 第八次石炭政策による大合理化の強行のもとで、二度と災害を繰り返させないための保安確立のたたかいを強化します。

⑤ 結審が目前となった九・二八裁判の完全勝利をめざすたたかいを強化します。

⑥ 有明災害裁判や、じん肺訴訟など労災裁判闘争との連帯を強化します。

四、基金制度について（略）

三池労組の態度

三池労組は、和解勧告が提示されたあと執行部、弁護団、原告団代表と対応を協議し、原告団全員集会に問題提起をおこなうとともに七月三日第二十一回委員会に、「和解勧告に対する態度について」（はじめに、①和解協議と自主交渉の経過、②和解勧告書提示、③和解勧告に対する態度、④和解勧告を受諾した場合の考え方（以上略）、⑤今後のたたかい（別項）。を提案、大衆討議をおこない、原告団の態度決定をうけて十四日の第二十二回委員会で和解勧告受け入れを決定しました。

早期受諾で団交開く

また、委員会の決定を受けて十五日、会社に対して「早期に和解勧告を受諾するよう」申し入れ、十六日団体交渉を開きました。

七月二十日に和解協議

なお、次回和解協議が七月二十日午後一時三十分から設定されていますが、被告・会社側が和解勧告を受諾すれば正式に和解が成立することになります。

裁判費用について

訴訟費用は各自の負担となっていますが、これはすでに組合が支出しているものです。

和解が成立した場合、訴訟救助による提訴時の印紙代（約四千数百万円）と弁護費用が必要となりますが、これは裁判経費として三池労組に支払われる一億五千万円を充てることにしています。

今後のたたかい

「三池労組の態度」から

私たちは、昭和三十八年の三池大災害発生以来こんにちまで、全国の働く仲間と各階層の皆さんの支援に支えられて、遺族とCO患者を守るとともに、職場と地域で、命を守り、労働災害・職業病のたたかいを発展させる『CO闘争』に取り組み、一定の成果と役割りを果たしてきました。

今回、裁判長の職権による和解勧告を受け入れて、裁判闘争の解決がはかられるとしても、『CO闘争』を継承し、遺族とCO患者を守り、全国の仲間と一層の連帯を深めていかなければなりません。

さらに、石炭産業を守り、炭鉱労働者の雇用と生活の安定、炭鉱災害の撲滅と命を守る運動の課題は、ますます重要になっていることをあらためて認識し、今後ともたたかい続けなければなりません。

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市入船町1番地
電話(53)3033～4
編集兼発行人 杉本一男
半年間1,800円 送料共
振替口座番号
労働金庫大牟田支店
825－0000569

炭労期末交渉へ

炭労は、上期期末手当闘争について、定期大会終了後要求書を提出（五十五万円）、十五日に中闘を招集、ただちに交渉を開始しました。

港務所中央交渉

三池港務所の春闘、上期期末手当、合理化についての交渉が十七日から始まりますが、低額回答さらに大幅な合理化提案が予想され、断固としたたたかいが必要です。

地底

▼…大正三年開鉱の砂川炭鉱が、第八次石炭政策下での犠牲第一号として七十三年の歴史に終止符をうった。下請けを入れて千人もの労働者の雇用がないまま……。三池の大幅人員減、そして港務所にも厳しい合理化が――。

▼…息つくひまもなく、北炭系数山の閉山のうわさが伝えられてくる。「なだれ閉山はない」はずなのだが、現実には閉山につぐ閉山。さらに「ゆるやかな縮小」どころか急ピッチの縮小合理化が続く。弱小、斜陽、競争力のない産業のせいなのか。それに歯止めをかけるはずの労働運動の斜陽のありようが、身を裂く思いだ。

▼…「苦渋の選択」を迫られた和解への道は「峻険の山を登る」ようなもの。「先は遮えぎられ、うしろは断崖絶壁」。文言で綴れば悲壮感ばかりが行を連らねるのであろうが、二者択一はいつの場合も遭遇するもの。どの道を選ぶにしても「痛みが癒えない」とすれば、平凡だが「団結し、一歩踏み出す」しかない。

▼…「和解はたたかいを放棄」「低額での和解は運動を阻害」と野次が入る。近視眼的な評価こそ運動の阻害にならないか。もともと困難な訴訟への旅立ちであったとすれば、ここまでたたかい得たこと、運動の成果としてみるべきことにも配慮がほしい。「不満ではあるが勧告受諾」が一致点であり、団結は守られた。

▼…こうまで長いたたかいになったのは、災害補償に会社が誠意を示さなかったからだ。不起訴のために当時の金で数億を投じたといわれるが、なぜだ。「風化砂岩説」を構成したのも〝引き延ばし〟救判を維持しえたのも企業の論理。この論理がまかり通るかぎり、原告の〝怒り〟〝うらみ〟〝憎しみ〟も消えることはない。